2025 年 10 月 28 日
あきた北農業協同組合

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

あきた北農業協同組合では、「持続可能な農業の実現」、「安心して暮らせる豊かな地域社会の実現」、「目指す姿を実現する強い JA づくり」を基本方針に掲げ、地域の組合員・利用者の皆様に金融商品・共済仕組のサービスの提供を行っております。

当組合では、この理念のもと、２０１７年３月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」の提供を通じ、豊かな生活作りに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取り組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

なお、共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（JA 共済連）の間で締結した共済事業の共同実施に関する契約に基づき事業運営しております。

JA 共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、JA 共済連のホームページをご参照ください（原則６（注６、７）

1. お客様への最適な商品提供

（１）金融商品

①組合員・利用者に提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえ、組合員・利用者の最善の利益を最優先に考え、組合員・利用者の多様なニーズにお応えできる商品を選定します。また、当該商品を組成する投資運用会社については、組合員・利用者に良質な金融商品・サービスを提供するために投資運用会社等が商品・組成や運用において、適切な運営・モニタリング・品質管理を実施したうえで選定いたします。

製造と販売を一体化して組合員・利用者の皆さまの最善の利益を実現するため、ＪＡバンク全体として、金融商品を購入した組合員・利用者の皆さまの属性および販売状況に関する情報等を投資運用会社に提供するなど情報連携を行います。

なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

②金融商品の選定にあたっては、組合員・利用者のニーズに沿った商品を揃えつつ、「商品内容のわかりやすさ」「長期投資への適正」「手数料が良心的な水準であること」「過去の運用実績が相対的に良好であること」「運用体制について、外部機関の評価を得ていること」等を考慮し、商品数を一定程度絞った「ＪＡバンクセレクトファンド」により商品提供を

行います。

③組合員・利用者の資産運用ニーズやライフプランに沿った目標を確認・共有し、その達成に向けて資産運用の専門家が運用・管理を行う手法であるゴールベースアプローチを取り入れた「JA バンク資産運用サービス」を取り扱っております。

JA バンクセレクトファンド含め、組合員・利用者の金融知識・経験・ニーズに応じた商品・サービスの提供を行います。

【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2・3・6・7）、補充原則 1～5 本文および（注投資性）】

（2）共済仕組

共済仕組みは、生活を取り巻くさまざまなリスク（万一・ケガ・病気・火災・自然災害・交通事故・農業賠責など）に対して協同の財産を準備し、不測の事態が生じた場合に組合員・利用者の皆さまに生じる経済的な損失を補い、生活の安定を図る相互扶助（助け合い）の保障制度です。

組合員・利用者の皆さまの生活が豊かになるよう、最良・最適な共済仕組みを提供いたします。

なお当組合は、投資性金融商品の組成および市場リスクを有する共済仕組（例：外貨建て共済）の提供は実施しておりません。

【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2・3）、補充原則 1～5 本文および（注投資性）】

２．お客さま本位のご提案と情報提供

（１）信用の事業活動

①組員員・利用者に対して、金融知識・運用経験・資産・運用の方向性等ヒアリングを行う際は、資産運用に関する資材を活用し、属性・適合性を判断したうえで組合員・利用者のニーズに合った商品・サービスをご提案します。

②商品のリスク・手数料等の重要な事項については、重要情報シート等を用いて分かりやすくご説明し、組合員・利用者の投資判断に資する必要な情報を十分にご説明します。

③ご高齢の組合員・利用者に対しては、適合性判定により理解度を十分に確認しつつ、役席者の同席を行い、より一層丁寧な説明を実施します。

④組合員・利用者にご負担いただく手数料については、「JA バンクセレクトファンドマップ」等を活用し、商品間の比較を容易にすることで丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

⑤定期的な訪問・情報提供を行い、丁寧なアフターフォローを実施します。

【原則２本文および（注）、原則４、原則５本文および（注１～５）、原則６本文および（注１～５）】

（２）共済の事業活動

①共済の仕組みの提案を行う際には、公的保険制度を説明し、組合員・利用者の皆さまの年齢・家族構成に合わせて必要となる保障を一緒に考えます。そのうえで、組合員・利用者さまのニーズに応じた最良・最適な保障をご提案いたします。

【原則２本文および（注）、原則６本文および（注１、２、４、５）】

②保障提案の結果、ご契約に至るときは、組合員・利用者の皆さまのご意向を踏まえ、保障内容を十分にご理解・ご納得いただけるよう、ポイントを押さえて重要事項（契約概要・注意喚起事項）をわかりやすくご説明いたします。なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他にご負担いただく手数料等はございません。

【原則２本文および（注）、原則４、原則５本文および（注１、２、４、５）】

③ご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、ご家族も含めて十分ご納得いただけるよう、より丁寧にわかりやすくご説明したうえで、ご契約時にはご家族の同席等を徹底するなど、きめ細やかな対応を行います。

【原則２本文および（注）、原則５本文および（注１～５）、原則６本文および（注１、２、４、５】

④各種手続きやアフターフォローについては、組合員・利用者の皆さまに分かりやすい丁寧なご説明を心がけるとともに、ご家族の近況確認やご加入の契約内容の説明など、日々の接点を通じてより安心いただけるアフターフォローを実施します。

【原則２本文および（注）、原則５本文および（注１～５）、原則６本文および（注１、５】

⑤組合員・利用者の皆さまからいただいた「声（お問い合わせ・ご相談・ご要望・苦情など）」を真摯に受け止め、組合員・利用者の視点にたって迅速・誠実かつ公正な対応を行うとともに、業務運営の改善・向上へとつなげてまいります。

【原則２本文および（注）】

３．利益相反の適切な管理

組合員・利用者への商品選定や保障提案にかかる情報提供にあたり、重要情報シート・重要事項説明書を活用し、商品の比較検討したうえでご理解いただくことで、金融商品の販売・推奨、共済仕組みの提案・契約等において、組合員・利用者の利益を不当に害することがないよう「利益相反管理規程」に基づき適切に管理します。

【原則３本文および（注）】

４．お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

当組合は、組合員・利用者の信頼を獲得し、納得・満足いただける金融商品・共済仕組みを提供できるよう、職員の継続的・定期的な研修を実施します。

組合員・利用者の多様化する資産運用・保障ニーズに応え、適切な金融商品・保障を提供するため、資格習得に取り組んでおります。

また、組合員・利用者からいただいた「声（お問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など」を誠実に受け止め、業務改善に取り組むとともに、組合員・利用者本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

【原則２本文および（注）、原則６（注５）、原則７本文および（注）】

（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024 年 9 月改訂）との対応を示しています。